

築上町使用料及び手数料見直し方針（案）に係るパブリックコメント実施概要

1 趣旨

築上町は市町村合併に伴う地方財政措置を前提に、公の施設の使用の対価として徴収する「使用料」や特定の方に対する事務の対価として徴収する「手数料」について、受益者負担をできる限り低廉な水準としてきました。一方、本町では合併から10年以上が経過したことで合併による普通交付税の算定特例を受けられなくなったほか、公共施設の老朽化に伴い維持補修費が増加するなど、厳しい財政状況に直面しています。

この度、本町は使用料及び手数料を初めて抜本的に見直すこととし、見直しの基本的な考え方などをまとめた方針案を作成しました。この方針案について、住民の皆さまのご意見を募集いたします。

2 募集期間

令和7年2月25日（火）10時～令和7年3月26日（水）15時（必着）

3 意見を提出できる方（以下のうち、いずれか1つ以上条件を満たしている方）

- （ア） 町内に住所を有する人
- （イ） 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人等
- （ウ） 町内に通勤、通学する人

4 閲覧場所

築上町ホームページ、築上町役場（住民プラザ付近）、築上町コミュニティセンター（ソピア）

5 意見の提出方法

「築上町使用料及び手数料見直し方針（案）に関する意見書」にご意見等を記入し、下記のいずれかの方法でご提出ください。

提出方法	提出先
郵 送	〒829-0392 築上町大字椎田891番地2 築上町役場 企画財政課 企画計画係
F A X	0930-56-1405
電子メール	kikakukeikaku@town.chikujo.lg.jp
回 収 箱	築上町役場（住民プラザ付近）、築上町コミュニティセンター（ソピア）
持 参	築上町役場 企画財政課 企画計画係

6 その他留意事項

- （ア） いただいたご意見は要約又は同様の趣旨のご意見を集約したうえで、それに対する町の考え方を示して公表させていただきます。なお、意見提出者の住所・氏名などの個人情報公表しません。
- （イ） いただいたご意見に対し、個別に回答は行いませんのでご了承ください。
- （ウ） 電話や窓口での口頭によるご意見は、原則として受け付けません。
- （エ） 住所・氏名が記載されていない場合や、記載内容に誹謗中傷・差別的表現などの不適切な記述が含まれると判断した場合は、ご意見として処理しません。
- （オ） 本方針は行政手続法（平成5年法律第88号）第38条で意見公募手続（パブリックコメント）が義務付けられる「命令等」には該当しませんが、同法が定める意見提出期間（30日以上）に準じて「2 募集期間」を設定しています。

7 問合せ先

築上町役場 企画財政課 企画計画係 （TEL：56-0300 内線321）